

感染症罹患時の登校（園）許可書について

陽春の候となりましたが、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校教育のために何かとご協力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、入学説明会の時にご説明させていただいておりますが、学校感染症に罹り、出席停止となった場合、登校（園）する時には登校（園）証明書の提出が必要となります。今までは文書料がかかる等の理由から積極的に提出をお願いしていませんでした。

しかし、平成27年4月より神戸市医師会のご協力のもと、感染症に罹患した幼児・児童が診察を受けた際、統一した登校（園）許可書を使用することで、原則文書料が無料となります。よって、学校感染症第二種感染症のうち、下記の疾病で出席停止となった場合登校（園）許可書を**必ず提出**していただきますようお願い申し上げます。

1、登校（園）許可書で扱う感染症

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱

2、提出のながれ

①上記感染症により出席停止

②医師の指示のもと、病院を再受診

（登校可能かどうかの診察を受けた際書いてもらう）

※保護者が必ず医療機関に別紙「登校（園）許可書」を持参する

③登校可能日を学校へ電話連絡

④登校してくる際に、登校（園）許可書を持参し、担任へ提出する

3、注意事項

- ・神戸市医師会に加盟していない医療機関や、文書を無料で作成することに同意していただけない医療機関では無料にならないこともあります。
- ・診察を受けた時の診察料は別途かかります。
- ・上記感染症以外の学校感染症にかかり出席停止となった場合でも、今まで通り登校（園）証明書の提出は必要です。その際には有料となりますが、ご了承願います。
- ・万が一、今回配布した別紙登校（園）許可書を紛失された場合、神戸市教育委員会健康教育課のホームページ、または六甲山小学校ホームページよりダウンロードの上印刷できますので、参考にしてください。

**幼稚園・小学校は集団生活を行う場です。
子供たちが毎日元気に健やかに生活を送れるよう、ご協力をお願いします。**

学校感染症について

学校感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、風疹、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

(1) 学校感染症にかかったとき

- * 医師より「学校感染症」または「学校感染症の疑い」と診断されたら、できるだけ早く学校に連絡してください
- * 学校感染症にかかった場合、学校保健法によって「出席停止」となり、登校できません。

(2) 学校感染症が治ったとき

- * 医師の許可があるまでは、登校できません。
- * 医師より登校許可の診断をされたら、「登校許可証」を提出の上、学校に連絡してください。

(3) 出席停止の期間

疾病によって出席停止の期間は異なります。

詳しくは、主治医の指示に従い、下記の表を参考にしてください。

出席停止期間の基準

第1種	治癒するまで
第2種	<p>インフルエンザ…発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで</p> <p>百日咳……………特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p> <p>麻疹……………解熱した後3日を経過するまで</p> <p>風疹……………発疹が消失するまで</p> <p>水痘……………すべての発疹が痂皮化するまで</p> <p>流行性耳下腺炎…耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p> <p>咽頭結膜熱……………主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p>結核、髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第3種	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

登校（園）許可書

学校（園）長殿

学校（園）名 _____

学年 組 名前 _____ (男・女)

病名	インフルエンザ	百日咳	麻疹
	流行性耳下腺炎	風疹	水痘
	咽頭結膜熱		

該当病名を○で囲んで下さい。

上記の者は 月 日より療養中でしたが、 月 日より登校（園）可能です。

平成 年 月 日

医院・病院名
または医師名

(医師の捺印は省略します)

付記

保護者様

この許可書は学校保健安全法施行規則第十八条および第十九条に基づき、第二種感染症に罹患した児童生徒等の登校（園）に際して医師の診察により発行するものです。

神戸市医師会では神戸市立の学校・園における感染症制御の観点から医師会員の先生方にこの文書を無料で作成して頂くようお願いしています。

登校（園）に際しては感染症に罹患した児童生徒等が再度診察を受けた後、医師の指示に従って下さい。（診察料はかかります）

なお、第二種感染症の中でも結核と髄膜炎菌性髄膜炎、および第三種感染症に指定されている流行性角結膜炎や腸管出血性大腸菌感染症などについては登校（園）にあたり、別途、医師の診断書・治癒証明書（料金がかかります）が必要です。

(神戸市医師会・神戸市教育委員会)